

司法行政文書のあて名等について

昭和61年11月20日秘書第448号高等裁判
所長官、地方、家庭裁判所長あて秘書課長通達

最高裁判所あてに作成する司法行政文書のあて名等について、下記のように定めました
から、これによつてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。
記

1 文書のあて名及び発信者名

最高裁判所あてに作成する司法行政文書のあて名及び発信者名は、別表第1のとおりとする。

2 封筒のあて名

司法行政文書を最高裁判所に送付する場合（下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第27条の規定又は通達の定めにより最高裁判所を経由して中央官庁等に送付する場合を含む。）の封筒のあて名については、別表第2のとおりとする。

付記

1 この通達は、昭和61年12月1日から実施する。

2 昭和25年11月20日付け最高裁判所秘書課甲第350号秘書課長通達「最高裁判所に進達する行政文書について」は、昭和61年11月30日限り、廃止する。

（別表第1）

| 番号 | 文書の種類 | あて名 | 発信者名 |
|----|--|---|--|
| 1 | 法令又は通達、照会その他の最高裁判所の指示（以下「通達等」といいう。）において「最高裁判所長官」又は「各省各庁の長」にすることとされている報告、上申（許可、認可、承認等を求めるものを含む。以下同じ。）送付等の文書 | 最高裁判所長官 | (1) 法令又は通達等で指定された者 (2) (1)による指定がないときは、裁判所の長 |
| 2 | 法令又は通達等に基づく報告、上申、送付、回答、協議、依頼、進達、推薦等の文書で1に該当しないもの | (1) 法令又は通達等で事務総長と指定したときは、事務総長 (2) (1)以外のときは、所管の局課長 | 同上 |
| 3 | 質疑その他最高裁判所の指示に基づかない報告、上申等の文書 | 所管の局課長 | (1) 裁判所の長 (2) 事案によつては、事務局長 |

（備考）

- 裁判所の長とは、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長をいう。
- 局課長には、最高裁判所事務総局の局の課長を含まない。
- 所管の局課長が不明のときは、あて名は、秘書課長とする。
- 所管の局課長が2以上となる文書は、あて名を連記し、その写しを添付する。
- あて名には、官職及び氏名のうち氏名の記載を省略してよい。
- 高等裁判所又は最高裁判所を経由する文書には、その旨を表示し、経由先に応ずる部数の写しを添付する。

(別表第2)

| 番号 | 文書のあて名による区分 | 封筒のあて名 |
|----|-------------|---|
| 1 | 最高裁判所長官あて | (1) 所管の局課長 (2) 最高裁判所長官の直接開封を要するものは、最高裁判所長官 |
| 2 | 事務総長あて | (1) 所管の局課長 (2) 事務総長の直接開封を要するものは、事務総長 |
| 3 | 局課長あて | 局課長 |
| 4 | 中央官庁等あて | 所管の局課長 |

(備考)

- 1 所管の局課長が不明のときは、封筒のあて名は、秘書課長とする。
- 2 封筒の名あて人の直接開封を要する文書を送付するときは封筒に「必親展」の表示をし、その他秘密の取り扱いを要する文書を送付するときは封筒に「親展」の表示をする。
- 3 所管の局課長が異なる文書を2以上合封したときのあて名は、秘書課長とする。